
2024年3月25日発効、2024年3月26日の投票決定から適用

グローバル議決権行使およびエンゲージメントポリシー

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、機関投資家向け金融サービスの大手プロバイダーであるState Street Corporationの投資運用部門です。資産運用会社としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、お客様から委任された議決権を行使し、本書に記載されているとおり、お客様の投資の長期的な経済的価値を保全・促進する可能性が最も高いと考えられる方法で、これらの議決権を行使し、企業とエンゲージメントを行っていきます。¹

¹ 本ポリシーは、SSGA Funds Management, Inc., State Street Global Advisors Trust Company、およびState Street Corporationのその他のアドバイザー関連会社に適用されます。

目次

04	序文
04	アセット・スチュワードシップ・プログラム
05	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの議決権行使プログラム
05	本ポリシーに基づいて議決権を行使しない有価証券
05	地域特性

06	議決権行使およびエンゲージメントの原則
06	取締役会による効果的な監督
06	情報開示
07	株主保護
07	株主提案
07	エンゲージメント

07	セクション I. 取締役会の実効性のある監督
07	取締役会の独立性
08	取締役会の構成
10	取締役会の説明責任

14	セクション II. 情報開示
14	取締役会構成の開示
14	報告

16	セクション III. 株主保護
16	資本
18	株主の権利
19	ガバナンス関連文書およびその他事項

20	セクション IV. 株主提案
----	-----------------------

21	セクション V. エンゲージメント
21	株式エンゲージメント
22	債券エンゲージメント
22	エンゲージメントにおけるRファクターの利用
22	反対投票運動や株主提案に関連して、ステート・ストリート・アドバイザーズの票を勧誘するその他の投資家とのエンゲージメント

23	セクション VI. その他の事項
23	証券貸付
23	報告

24	付録A:一般的な開示項目の評価基準
24	気候関連の情報開示の基準
25	(気候変動に関する拘束力のない株主提出議案)の基準
26	クライメート・トランジション(気候移行)計画を採択した企業の気候移行計画開示基準
27	メタンガス排出に関する開示基準
28	自然関連情報開示:生物多様性、森林破壊、水管理、廃水管理、プラスチック・包装材、廃棄物管理、製品ライフサイクル
28	人的資本管理に関する開示基準
28	ダイバーシティ、公平性およびインクルージョンの開示基準
29	ペイ・エクイティ(同一労働同一賃金)の開示基準(米国および英国のみ)
29	公民権に関する開示基準(米国のみ)
29	人権に関する開示基準
29	政治献金に関する開示基準(米国のみ)
30	ロビー活動に関する開示基準(米国のみ)
30	業界団体との連携に関する開示基準

序文

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、資産運用会社として受託者責任を非常に重く受け止めています。お客様に対する当社の第一の受託者義務は、お客様の投資の長期的価値を最大化することです。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、お客様の長期的な価値創造に影響を与える可能性のあるリスクと機会に焦点を当てています。当社は、投資先企業の戦略の監督を、投資先企業の選ばれた代表者である取締役会に一任しています。当社は、独立した取締役会が、事業および業務の重要なリスクと機会に対し、実効性のある監督を行なうことを期待しています。当社は、このようなリスクと機会を十分に考慮することは、企業の長期的な事業戦略にとって不可欠な要素であると考え、取締役会がこの戦略の管理を積極的に監督することを期待します。

アセット・スチュワードシップ・プログラム

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのアセット・スチュワードシップ・チームは、本グローバル議決権行使およびエンゲージメント方針（以下、「本ポリシー」）の策定及び実施、該当する場合には第三者議決権行使ガイドラインの実施、議決権行使の個々の議案、発行体エンゲージメント活動、並びにコーポレート・ガバナンス問題および議決権行使に関連する調査と分析に責任を負っています。アセット・スチュワードシップ・チームの活動は、社内ガバナンス機関であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのESGコミッティーによって監督されます。ESGコミッティーは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのスチュワードシップ戦略、エンゲージメントにおける優先事項、本ポリシーをレビューし、議決権行使の目的達成を監視する責任を負っています。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが裁量を与えられているすべての議決権行使判断およびエンゲージメント活動は本ポリシーに従って行われ、必ずお客様の利益のみを考慮してスチュワードシップ責任を遂行します。この方針の例外として、State Street Corporation（以下、「State Street」）の株式およびその他のState Streetの関連事業体の株式に対する議決権行使では、当社の親会社または関連事業体に対する議決権行使の利益相反、および、当社が議決権行使で利益相反が生じる可能性があるその他の状況（例えば、State Streetの取締役が社外取締役を兼務する上場会社に対する議決権行使や、社外で業務上の利害関係を有する場合など）を緩和するため、独立した第三者を起用する場合があります。

当社は、お客様から株式の議決権行使を委任された全ての株主総会で、実行可能な場合には、議決権を行使することを目指しています。ただし、以下のように、適切と判断した場合には、議決権行使を控える場合があります：

- 委任状が必要な場合
- 議決権行使が、当社の証券取引能力に重大な影響を与える場合
- 企業あるいは個人に対する制裁措置によって、議決権行使が認められない場合
- 発行体固有の特別な文書が必要、または様々な市場や発行体の証明書が必要な場合
- いわゆる「シェア・ブロッキング」市場（年次総会の期間中、議決権行使者の証券取引が制約される市場）で、お客様から別段の指示がない場合

さらに、当社のお客様が利用する特定のカストディアンが、その法域において議決権行使サービスを提供していない場合、あるいはカストディアンが通常のカストディ・サービス契約とは別に総会に関連する特別な手数料を請求する場合には、議決権行使を行なうことができません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの合同運用ファンドが保有する特定の証券に付された議決権は、規制上またはその他の要件により、独立した第三者に委任される場合があります。このような取り決めの下では、議決権行使は本ポリシーではなく、独立した第三者によって、その第三者の議決権行使方針に従って行なわれる場合があります。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの議決権行使プログラム

お客様は、本ポリシーに従い、議決権行使権限をステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズに委任することを選択できるのに加えて、お客様が適格ファンドで保有する株式、あるいはお客様自身の一任口座²で保有する株式の議決権行使を指図する権限が与えられる、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの議決権行使プログラム（以下、「議決権行使プログラム」）に参加することも選択できます。議決権行使プログラムに参加するお客様は、議決権行使プログラムに含まれる方針の中から第三者議決権行使ガイドラインを選択し、保有する適格ファンドまたはお客様自身の一任口座で保有する有価証券の比例持分に応じた議決権行使を申請することができます。本ポリシーは、議決権行使プログラムに基づいて議決権が行使される株式には適用されません。

本ポリシーに基づいて議決権を行使しない有価証券

合同運用ファンドの受託者が、当該ファンドが保有する有価証券の議決権行使責任をステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズに委任するなど、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズに対してお客様が代理行使を依頼した場合、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、本ポリシーに記載されている原則に従って、これら有価証券の議決権を統一して行使します。こうした統一的な議決権行使方針の例外として、以下が挙げられます。(1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが運用するファンドの一任勘定のお客様および投資家に、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが議決権行使プログラムを提供している場合。このケースでは、議決権行使プログラムへの参加を選択したお客様に帰属するファンドまたはお客様口座の保有株式の比例持分の議決権が、お客様が選択した第三者議決権行使方針に従って行使されます。(2) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが運用するプール型投資ビークルが、当該ファンドの定款あるいは募集要項のどちらか、または両方に規定される第三者議決権行使ガイドラインを利用している場合、また、(3) 特定の有価証券の議決権行使の権限をステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが保有する場合、規制やその他の要件の規定に従い、合同運用ファンドが独立した第三者に委任される場合があります。第三者議決権行使ガイドラインを利用するこれらのファンドおよび一任勘定については、適用される第三者議決権行使ガイドラインの条項が、本書に記載された方針に代わって適用されることとなり、当該ファンドまたは口座に関して行なわれる議決権行使は、本ポリシーに従ってステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが運用する他のポートフォリオで行なわれる投票と異なる場合や正反対になる場合があります。

地域特性

企業に対する議決権行使やエンゲージメントでは、当該企業に関わる可能性がある市場特有のニュアンスに配慮する場合があります。当社は、企業が各市場に関連する法律および規制、各国固有のベストプラクティス・ガイドライン、コーポレートガバナンス・コードを遵守し、適用条項や要件の遵守レベルを公表することに期待しています。本ポリシーは、特に記載がない限り、全世界で適用されます。

2 「適格ファンドおよび一任勘定」には、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが株式インデックス戦略を採用して運用し、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズに議決権行使の権限が付与されている、または付与が可能なすべてのファンドおよびお客様口座が含まれます。

議決権行使およびエンゲージメントの原則

当社は、3つの普遍的な原則に基づいて議決権行使とエンゲージメント・プログラムを体系付けています：

取締役会による効果的な監督

当社は、優れたガバナンスが行われている企業は株主利益の保護と追求に優れ、不確実な経済環境で直面する困難にも耐えることができると信じています。そのため、取締役選任議案に対して、長期的な価値の最大化を見据えた議決権の行使に務めています。取締役会は基本的に、株主利益の保護とその権利を保全することによって株主に代わって行動します。取締役は本来の責務を遂行するため、戦略の策定および戦略的に重要な事項についてのガイダンスの提供、CEOおよびその他の上級幹部の選任、経営陣の監督、取締役会および経営陣の後継者継承計画の策定、重大なリスクおよび事業機会の効果的な監督の提供、などを行います。さらに、優れたコーポレート・ガバナンスには、取締役会によって管理された効果的な内部統制とリスク管理システムの存在が必要です。

当社は取締役会の質について、取締役会の独立性、取締役の継承計画、取締役会の多様性、評価および刷新、企業のガバナンスの実践の尺度として評価しています。当社は、取締役の独立性が優れたコーポレート・ガバナンスにとって不可欠であると考えています。独立した取締役は経営陣が健全なコーポレート・ガバナンスの方針と慣行を確立するのを支援します。経営陣の効果的な監視、適切なガバナンス慣行の維持、株主利益を守るために必要な監督機能の遂行には、取締役会が十分に独立していることが重要だと当社は考えています。また、取締役が相互にのスキル、独立性、多様性、資質・能力を適切に組み合わせることで、取締役会は複雑になりがちな業界特有のリスクや事業構造を管理する知識と直接的な経験を得ることができると考えています。当社は、取締役会の質、一般的な市場慣行、取締役のスキルや専門知識に関する情報の入手可能性、またこれに限らず、本ポリシーに定める様々な要素を考慮した上で、ケースバイケースで取締役の(再)選任に賛成票を投じます。取締役の選任投票では、当社が運用するファンドおよびお客様口座の代表として、またその最善の利益のために投票するものであり、企業の支配権の変更や影響を与えることを目指すものではありません。

情報開示

株主が投資の価値とリスクの両方を評価できるよう、企業の財務実績と戦略についてタイムリーかつ正確な報告を受けることが重要です。戦略や業績の情報に加え、企業はコーポレート・ガバナンスや株主の権利に関するアプローチも開示するべきです。こうした情報により、投資家は取締役会によって自らの経済的利益が保護されているかどうかを判断し、また経営に対する取締役会の監督の質について洞察することができます。最終的に、取締役会は、企業が直面する重大なリスクと機会を監督し、情報を開示する責任を負います。

株主保護

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、企業が株主の権利と説明責任の適切な仕組みを整備することが、株主にとって最善の利益であると考えています。議決権行使の出発点として、経済的利益と議決権行使力との整合性を確保するために、一株につき一議決権を所有権に反映することが必要です。株式発行やその他の希薄化イベント、戦略的取引の承認、株主権利（ライツ）プランの承認、会社細則や定款の変更など、株主の投資保全に関わる重要な議案に対する株主の議決権行使では、こうした株式構成が最大の支えとなります。説明責任のメカニズムの観点から、当社は、取締役全員の選任を毎年行うべきであると考えています。少なくとも年1回、取締役の選任、解任、指名ができれば、チェックとバランスが適切に図られ、必ず取締役会が株主の最善の利益のための責任を果たすことでしょう。

株主提案

お客様の議決権を行使するに当たり、投資先企業に株主提案が提示される場合があります。このような議案はケースバイケースで、上記の原則に従って評価しなければなりません。また、当社では、一般的に開示が要求されるテーマに関連する議案については基準も作成し（付録Aに記載）、これらタイプの議案に関連するテーマについて開示の有効性を評価しています。

エンゲージメント

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのエンゲージメント活動は、株主にとって有意義な手段を提供し、お客様の口座に保有される株式の長期的な経済価値を保全して向上させます。当社は、企業と発行体と個別にエンゲージメントを実施して、持続可能性に関連するリスクや機会など、本ポリシーで定める原則について議論しています。さらに、発行体に対して、取締役と株主との直接的なコミュニケーションの回数を増やすよう促しています。当社は、企業が株主の関心事を理解するためには、幹部取締役や独立社外取締役との直接的なコミュニケーションが重要であると考えています。

セクションI. 取締役会の実効性のある 監督

取締役会の独立性

当社は、独立社外取締役は優れたコーポレート・ガバナンスにとって極めて重要であると考えています。すなわち、独立社外取締役は、経営陣による健全なコーポレート・ガバナンス方針の確立実践を手助けするでしょう。十分に独立した取締役会は、経営陣に対する効果的な監視、適切なガバナンス慣行の維持、そして株主利益の保護に必要な監督機能の遂行にとって、重要であると考えます。当社は、取締役会の独立性を判断するための、地域や現地の法域によって異なる、一連の基準を策定しました。これらの基準は一般的に、関連する上場基準、現地の規制要件および現地の市場慣行基準の全て、またはそのいずれかに従っています。このような基準には、例えば以下のようなものが挙げられます：

- 関連当事者との取引および当該企業とのその他の重要な取引関係への関与
- 企業での職歴
- 創業者、創業家の一員であること

-
- 政府の代表
 - 在任期間が過度に長く、在任期間が長い取締役が圧倒的に多い
 - 重要株主との関係
 - 会社の顧問、取締役、上級従業員との親密な家族関係
 - 取締役の相互就任
 - 発行体、その監査人またはアドバイザーから、取締役会とは関係のない報酬を受領
 - 会社が取締役を非独立に分類

場合によっては、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの基準は、適用される現地の要件や上場要件よりも厳格になることがあります。

議長／CEOの分離 当社は、上述の原則に従い、主として取締役会が非常に独立したリーダーシップを確立することに注目しています。当社は一般に、取締役会が当該企業にとって最も適したガバナンス構造を選択できるように支援します。

以下の株価指数採用企業のうち、議長とCEOの役割を兼任し、かつ筆頭独立社外取締役を選任していない企業については、議長または指名委員会メンバーに対して議決権行使で反対票を投じる可能性があります。

- S&P 500
- STOXX Europe 600

取締役会委員会 当社は、取締役会委員会は強固なコーポレート・ガバナンスにとって極めて重要であり、十分な人数の独立社外取締役で構成されるべきだと考えています。委員会の独立性を判断する基準は、取締役の独立性を判断する基準と同じであり、地域や現地の法域によって異なります。当社は、取締役会の構造は法域によって異なることを理解していますが、取締役会で監査委員会、報酬委員会的一方または両方を設置している企業では、場合にもよりますが、委員会が主に、そして場合によっては完全に独立していることを広く期待しています。

取締役会の構成

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、スキル、専門性および独立性のバランスが取れた、優れた構成の取締役会が設置されていれば、十分にガバナンスが機能している企業の基盤が築かれると考えています。

取締役の刷新と在任期間 取締役の平均在任期間が全体的に長過ぎる場合、当社は賛成票を保留する可能性があります。在任期間が長過ぎるかどうかを評価する際には、在任期間が長い取締役の影響力の強さ、取締役会刷新の慣行、任期別取締役会構造などの要因を考慮します。

企業が取締役会の刷新や取締役継承の慣行が不十分であることや、取締役会で在任期間が過度に長い社外取締役の影響力が強いことが判明する場合を除いて、当社は一般に、年齢制限および任期制限に反対票を投じることがあります。

取締役の時間的コミットメント 当社は、企業が取締役の時間的コミットメント方針をコーポレートガバナンス・ガイドライン、議案書、会社のウェブサイト上などで公開しているかどうかを検討します。当該方針または関連する開示事項には以下が含まれなければなりません。

- 指名委員会が実施する、取締役の時間的コミットメントを評価する年次評価プロセスの詳細
- 公開企業の取締役が就任できる定数の制限

S&P500指数採用企業のうち、上記の基準に準拠した方針を公表していない企業、または合理的な期間内に公表することを約束しない企業について、当社は指名委員会の委員長に反対票を投じる可能性があります。

特定の市場³で上記基準に準拠した方針を公に開示していないその他の企業については、当該企業の社外取締役と執行取締役が就任する可能性がある社外取締役の兼任数を考慮します。従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、以下に列挙する取締役会の兼任数を超える取締役に対して反対票を投じることがあります。⁴

- 2社以上の上場会社の取締役会に在籍する、上場会社の特定の執行役
- 3社以上の上場会社の取締役会に在籍する社外取締役議長または筆頭独立取締役
- 4社以上の上場会社の取締役会に在籍する社外取締役

取締役の退任が間近に迫っており、退任が書面によって期限を定めて一般に公開されている場合、当社は、取締役の時間的コミットメントが過度であるかどうかの評価を踏まえて、の棄権票の見送りを検討することがあります。

取締役会のダイバーシティ 当社は企業の長期的な事業戦略を効果的に監督するためには、特にジェンダー、人種、民族性に関する多様な視点が必要だと考えています。

a. 取締役会におけるジェンダーの多様性

当社は、上場企業はいずれも取締役会に女性取締役を少なくとも1人登用することを期待しています。もし企業が3年連続で期待値を満たさない場合、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、指名委員会の現職メンバーの全員または指名手続きに責任があると見なされる人物に反対票を投じることがあります。

3. これらの市場には、米国 (S&P500指数採用企業を除く)、オーストラリア、カナダ、英国、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイスが含まれます。

4. ミューチュアルファンド、英国投資信託また特別買収目的会社 (SPAC) の取締役会における職務は、取締役の過度なコミットメントを評価する際には考慮されません。しかし、当社は、指名委員会が取締役の時間的コミットメントを評価する際に、これらの役割を考慮することを期待します。

さらに、以下の株価指数採用企業の取締役会は、女性取締役の比率が少なくとも30%であることを期待します。

- Russell 3000
- TSX
- FTSE 350
- STOXX 600
- ASX 300

企業が該当する期待値を満たさない場合、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、取締役会の指名委員会委員長、または指名委員会がない場合には筆頭取締役に反対票を投じることがあります。

企業がステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズとのエンゲージメントで、30%の閾値を達成するための具体的かつ期限を設けた計画を提示する場合は、当社は30%を基準とする本議決権行使ガイドラインを適用しない場合があります。

b. 取締役会の人種と民族の多様性(米国・英国のみ)

S&P500指数またはFTSE100指数に採用されている企業の取締役会に人口構成比に対して採用数が過小な人種・民族グループ出身の取締役が1名以上いない場合、当社は指名委員会議長の支持する議案への賛成票を控えることがあります。企業がステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズとエンゲージメントを行ない、こうした基準の閾値を達成するために具体的かつ期限を設けた計画を提供する場合、当社は本議決権行使ガイドラインを適用しない可能性があります。

取締役会メンバーの専門知識 取締役会メンバーは、企業の戦略、業務、リスク(サステナビリティ関連問題を含む)を効果的に監督するスキルを十分に持つべきと当社は考えています。また、新たに発生するリスク、企業戦略の変更、事業と地理的な基盤の多様化などの問題に対処するため、取締役会は、取締役会の有効性と取締役のスキルを評価する定期的な評価プロセスを設けるべきであると考えます。指名委員会は、取締役会の既存のメンバーや未来のメンバーの両方のスキルと専門知識を評価する最適な機関だと当社は考えています。その一方で、役員選任が争われるような特定の状況においては、こうした考察を念頭に置く場合があります。

取締役会の説明責任

戦略とリスクの監督 当社は、リスク管理は取締役会の重要な機能であり取締役会は企業全体のリスク許容度を設定し、企業の上級幹部によって確立されたリスク管理プロセスを監督する責任があると考えています。当社は、取締役会がこの分野で監督を行う方法について裁量を持つことを認めています。その一方で、取締役会は、リスク管理システムとリスクの特定をどのように監督しているかを開示することが期待されます。取締役会はまた、政治や経済情勢の変化や事業の多角化に伴って進化する既知のリスクや新たに発生するリスクを再検討したり、新たな分野への多角化や事業拡大を行なうべきでと考えます。

当社は責任ある受託者として、効果的なリスク管理と企業にとって重要な問題の監視が重要であると考えています。お客様のポートフォリオのリスクを効果的に管理して評価するため、投資先企業には重大かつ業界特有の長期的な価値創造との関連性が実証されたリスクおよび事業機会の管理を行い、さらに、そのプロセスについて質の高い情報開示を株主に提供することが期待されます。当社はこのような観点に基づき、投資先企業の取締役会が事業や経営に重要と判断したリスクや機会をどのように監督しているかについて理解を深めるため、投資先企業にエンゲージメントを行なうよう求めることがあります。企業がこれらのリスクに対して効果的な監督の実施と発信が行なわれていないと判断した場合、責任者である取締役に対して反対票を検討する場合があります。また、職務を怠っていると判断した取締役に対しては賛成票を控える場合があります。

当社は、関連企業について、以下の3つの分野で効果的な監督を実証していないことを理由に、取締役に反対票を投じることがあります：

- ガバナンス
- 炭素集約型産業に属する企業、または株主提案を受けた企業における気候リスク管理が、当社の求める気候関連財務情報タスクフォース (TCFD) の開示評価基準と大きく乖離している⁵
- 当社の保有がグローバルで最大級である企業における人的資本管理

取締役会によるリスクと機会の監督を評価する際には、投資先企業による開示およびエンゲージメントに基づき、以下の要素を評価します。

- 長期的な戦略の監督
 - 重要なリスクと機会、およびそれらのリスクと機会が企業の長期的な事業戦略にどう適合するかを明示している
 - 企業の長期的な戦略の有効性と、その戦略に対する経営陣の業務執行の有効性を定期的に評価している
- 効果的な監督プロセスの実証
 - どの委員会が特定のリスクや機会を監督しているか、また、どのテーマが全員が参加する取締役会レベルで監督または討議されているかを説明している
 - 取締役会または委員会、またはその両方の議題としてリスクと機会を取り上げ、特定のテーマが委員会または取締役会レベル、またはその両方で、どのくらいの頻度で議論するかを明示している
 - 重要業績評価指標 (KPI) あるいは測定基準を使ってリスク管理プロセスの有効性を評価している
 - 従業員や投資家を含む主要なステークホルダーとエンゲージメントを行なっている

5 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、炭素集約型産業について、グローバル産業分類基準 (GICS) の以下のサブグループで定義しています：電力、総合石油・ガス、総合公益事業、鉄鋼、建設資材、独立系発電事業者およびエネルギー販売業者、石油・ガス精製・販売、石油・ガスの探査開発、各種金属・鉱業、航空輸送、基礎化学品、工業用ガス、アルミ、石油・ガス貯蔵・輸送、マルチセクター持株会社、総合化学品、肥料・農業、航空貨物・物流サービス、農産物、環境関連・ファシリティサービス、石炭・消耗燃料、紙包装、鉄道、海運、自動車小売り、石油・ガス掘削、食品小売り、紙製品、ホテル・リゾート・クルーズ船、インターネット販売・通信販売、大型スーパーマーケット・スーパーマーケット、貴金属・鉱物。

-
- 効果的なリーダーシップの確保
 - 経営陣が、関連する指標や目標の達成に向けた進捗に責任を負っている
 - 必要なスキルや視点を取締役会の指名プロセスや経営幹部の採用プロセスに組み込み、会社の事業や経営にとって重要なテーマについて、取締役や経営幹部に研修を行っている
 - 有効性を定期的に再検討している
 - 重要情報の開示を確実に実施
 - 重要なテーマに関するものを含め、関連する情報の開示を確実に実施している
 - 例として、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の枠組みの4本の柱に基づく開示を期待。

委任状争奪戦 当社は、独立取締役で構成される指名委員会は、取締役会の職務を適切に果たし有効な受託者として行動できる人物を評価するのに最も適していると考えています。取締役会の構成を決定するのに重要な役割を果たす指名委員会のメンバーを含め、当社は長期的な株主として、取締役選任において議決権を行使します。当社は委員会の判断を支持することを基本にしていますが、委員会と対立する反対派候補者を評価する場合、以下の要素を考慮します。

- 反対派候補が提示する戦略と、現取締役会が監督する現経営陣の戦略との比較
- 経営陣が推す候補者のこれまでの有効性、質、経験
- 重大なガバナンスの欠如と、株主の懸念や市場のシグナルに対する現取締役会による対応のレベル
- 株主の権利、資本配分およびガバナンス構造の一方またはその両方の変更をサポートするための情報開示とエンゲージメント慣行の質
- 会社の業績と、該当する場合は再建計画の優位性

地政学的リスクに関する取締役会の監督 お客様の資産の受託者である当社は、二国間または複数の国家間の予期せぬ衝突から生じるリスクなど、地政学的リスクに伴う財務リスクがあることを認識しています。当社は、地政学的リスクの影響を受ける可能性のある投資先企業に対し、以下の点を期待しています。

- 影響を受ける市場での事業活動に関連するリスクを管理し軽減すること。リスクには、金融リスク、制裁関連リスク、規制リスク、風評リスクなどが含まれます
- これらの取り組みに対する取締役会による監督を強化すること。さらに、
- これらの取り組みについて、情報を開示して説明すること

報酬と対価 当社は、役員報酬の適切な水準を特定することは取締役会の責務であると考えています。考えられる制度や報償の種類には違いがありますが、当社の役員報酬分析の指針となる基本的な考え方はシンプルで、役員報酬は企業の長期的な業績と直接的に連動するべきであると考えています。

株主は、報酬の構成と水準が業績と整合しているかどうかを評価する機会を持つべきです。当社が報酬報告書を評価する際には、様々な報酬構成要素の適切な開示、絶対的および相対的な給与水準、比較対象の選定とベンチマーク設定、長期的なインセンティブと短期的なインセンティブの組み合わせ、報酬の構成と株主利益との整合性、および企業戦略と業績との整合性、などの要素を考慮します。当社は報酬が株主の利益と整合的でないと思われる場合には、報酬報告書に反対することがあります。また、報酬委員会のメンバーの再任では、役員報酬慣行についても考慮する場合があります。

例えば、当社が考慮する基準として以下が挙げられます。

- 全体的な配分額と企業業績との対比
- 権利確定期間と業績目標期間
- 業績、時間、ストックオプションの組み合わせ
- 特別交付金の利用と臨時報酬
- 再検証と支払い額の再設定機能
- 情報開示と透明性

諮問決議に対する取締役会の対応

a. 役員報酬

報酬慣行について重大な懸念があり、会社が株主からのフィードバックに応じてアプローチを見直さない場合、当社は報酬委員会メンバーの再任に反対票を投じることがあります。さらに、役員報酬に関する経営陣の提案に対する反対意見の割合が一貫して高く、当社が3年連続で報酬関連議案に反対票を投じることに正当な理由があると判断した場合、報酬委員会委員長に反対票を投じることがあります。

b. 株主の多くの支持を得た株主提案

直近の年次株主総会または臨時株主総会で過半数の株主の支持を得られた株主提案に応じなかった会社の取締役からの提案に対して、賛成票を控えることがあります。

取締役会への出席 取締役会の出席率が75%を下回り、出席基準を満たさなかったことに十分な説明がない場合、当社は取締役からの提案に対して、賛成票を控えることがあります。

**セクションII.
情報開示**

株主が投資の価値とリスクの両方を評価できるようには、企業の財務実績と戦略に関するタイムリーかつ正確な報告を受け取ることが重要です。戦略・業績関連の情報に加え、企業はコーポレートガバナンスおよび株主の権利に対するアプローチについても情報を開示すべきです。これらの情報によって、投資家は自らの経済的な利益が取締役会によって保護されているか否かを判断し、経営に対する取締役会の監督の質について洞察することが可能となります。最終的には取締役会が、企業の直面する重大なリスクと機会を監視し、情報を開示する責任を負います。

取締役会構成に関する情報の開示

当社は取締役会の質が取締役の独立性と後継者計画、取締役会のダイバーシティ、評価、およびメンバーの刷新、そして当該企業のガバナンス慣行を計測するための尺度であると考えています。また、取締役の相互間におけるスキル、独立性、ダイバーシティ、および資質の適切な組み合わせが、しばしば複雑で業界毎に特有のリスクや事業構造を管理するために必要な知識と直接的な経験を取締役会にもたらし得ると考えています。

取締役会の人的構成(米国および英国) Russell1000指数またはFTSE350種総合株価指数の構成銘柄である企業が取締役会のジェンダー別、人種別、民族別の構成を開示しない場合、当社は指名委員会の委員長に対して反対票を投じることがあります。容認できる情報開示には以下が含まれます。

- 集計レベル(例:「取締役の5%が黒人」、「取締役のうち7名が有色人種」、「30%が自己申告しないことを選択」)
- 個人レベル(例:「ジェーン・ドウはアフリカ系アメリカ人、ジョン・スミスは白人」など)

報告

気候変動関連の情報開示 当社は、気候変動関連のリスクと機会を管理することが、お客様の長期的なリスク調整後リターンを最大化するための重要な要素であると考えています。そのため、当社では本テーマに関して、投資家にとって有益な情報開示を強化することに長年取り組んできました。

財務諸表 当社は信頼できる財務諸表の適時開示と入手可能性が投資分析に不可欠であると考えています。当社は、外部監査人が企業の財務状態について保証を与えるべきであると考えています。したがって、(i) 財務諸表が開示されていないか、監査済ではない場合、(ii) 監査人の意見が限定付適正意見/不適正意見であるか、意見不表明である場合、または (iii) 監査人の意見が開示されていない場合は、当社は財務諸表の承認に関して反対票を投じることがあります。

当社は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言は気候変動関連のリスクと機会を開示するための効果的な枠組みを提供するものであると考えています。そして、全ての企業がこの枠組みの以下の4本の柱に従って情報開示を行うべきであると考えています。

- **ガバナンス** TCFDは、気候変動関連のリスクと機会の評価・管理における取締役会の監督および経営陣の役割について、企業が説明することを推奨しています。
- **戦略** TCFDは、特定の気候変動関連リスクと機会、およびそれらのリスクと機会が事業、戦略、財務計画に与える影響について、企業が説明することを推奨しています。

-
- **リスク管理** TCFDは、気候変動関連のリスクを特定、評価、管理するためのプロセスと、そうしたプロセスがリスク管理全体にどのように組み入れられているかについて、企業が説明することを推奨しています。
 - **指標および目標** TCFDは、気候変動関連のリスクと機会を評価・管理するために使用する指標と目標を企業が開示することを推奨しています。
 - ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが目標の設定について具体的な指図を行うことはありません。当社は、ネットゼロ・アンビション(長期目標)を掲げる企業については、中間目標の開示を求めます。⁶ 企業が気候変動関連の目標を一切開示しないことを選択する場合は、当該企業がTCFDの提言に従って気候変動関連のリスクと機会の管理の進捗を測定・監視する方法について、説明の提供を求めます。
 - TCFDはスコープ1排出量とスコープ2排出量、そして適切な場合はスコープ3排出量の開示を推奨しています。当社は、企業が温室効果ガス(GHG)プロトコル事業者排出量算定・報告基準の企業バリューチェーン(スコープ3)算定・報告基準で定義されたスコープ3排出量のうち、最も関連性の高いカテゴリーを特定し、開示することを求めます。ただし、スコープ3排出量の推計が高度の不確実性を伴うことは当社も認識しており、企業がスコープ3の各カテゴリーの推計を実施不能と判断する場合は、これに代えて、その制約要因を説明することを推奨します。当社はスコープ3排出量の目標設定を企業に要請はいたしません。当社は、TCFDの提言に従ってスコープ3排出量の測定・開示に対処するためのあらゆる取り組み(サプライヤーや、顧客、その他バリューチェーン全体の関連するステークホルダーへの働きかけなど)について企業が説明することを推奨します。

以下の株価指数の構成銘柄である企業が(i)取締役会による気候変動関連のリスクと機会の監督、(ii)直接的・間接的な温室効果ガスの総排出量(「スコープ1」排出量および「スコープ2」排出量)、および(iii)TCFDの枠組みに従った気候変動関連の目標に関して十分な情報開示を行っていない場合、当社は当該企業の取締役の選任議案で対応することがあります。

- S&P 500
- S&P/TSX Composite
- FTSE 350
- STOXX 600
- ASX 200
- TOPIX 100
- Hang Seng
- Straits Times Index

企業がステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズとエンゲージメントを行い、要請された情報の開示について具体的かつ期限の定めのある計画を提供する場合は、当社は本ガイドラインの適用を見送る可能性があります。

6. ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは「ネットゼロ長期目標(アンビション)」を、ネットゼロ実現のための第三者枠組みまたはパスウェイに自社の温室効果ガス排出量を整合させるという企業の公式声明/コミットメントと定義しています。

Say on Climate提案(気候変動に関する拘束力のない株主提出議案) 一般に当社は、気候変動関連の効果的な情報開示を支持していますが、気候変動に関する年次の勧告的決議については現在のところは支持していません。当社は、こうした議決が取締役の説明責任から取締役を隔離する、既存の情報開示枠組みから注意を逸らす、投資家の限られた議決権行使リソースを圧迫するなど、意図せざる結果をもたらす可能性があることを懸念しています。経営陣が株主総会議案にSay on Climate議案を含める選択を行った場合、当社は付録Aに記載された基準に基づいて当該企業の情報開示の評価を行います。

従業員に関する情報開示(米国のみ) S&P500指数の構成銘柄である企業が米国雇用機会均等委員会が求めるEEO-1報告の内容を開示しない場合、当社は当該企業の報酬委員会委員長に対して反対票を投じることがあります。容認できる情報開示には以下が含まれます。

- EEO-1報告の原本
- 同報告の正確な内容を図示したもの

セクションIII 株主保護

資本

株主資本の構成 企業が戦略を遂行し、成長し、そして資本コストを上回るリターンを達成するためには、資本を調達する能力が不可欠です。資本調達活動の承認は、調達額を監視し、資本が効率的に投下されるようにすることを目的とした株主の基本的な権限です。企業の資本構成の変更は取締役会にとって極めて重要な決定です。企業はかかる決定を行う場合には、企業戦略に合致し、既存の株主に過度の希薄化をもたらさない包括的な事業上の論拠を開示すべきであると当社は考えます。

株式資本の構成に関する当社のアプローチは、地域の事情により、市場がある地域・法域によって異なる場合があります。かかる議案には以下が含まれます。

- 発行可能普通株式数の増加
- 発行可能優先株式数の増加
- 不平等な議決権
- 自社株買いプログラム

配当金の支払い 一般に当社は、配当性向が30%以上である場合に配当金の支払いを支持します。適切な説明もなく、配当性向が一貫して30%を下回っている場合は、反対票を投じることがあります。また、当該企業の財務状態からみて配当金額が過大である場合も反対票を投じることがあります。当該配当金によって企業の長期的な財務健全性が損なわれる可能性がある場合には、特に注意が必要です。

組織再編、合併、買収 会社の組織の再編や合併には、多くの場合、再設立、再編、清算、その他の、当該企業に対する大規模な変更に関する提案が伴います。

株式価値の向上や経営の実効性向上が実証された、株主にとって最善の利益となる提案については、基本的に支持します。

合併および組織再編については、当社は個別案件ごとに評価を行います。株主価値を最大化する取引については、当社は基本的に支持します。検討事項には以下が含まれます。

- 提案価格のプレミアム
- 戦略上の根拠
- 取締役会による、提案された取引をめぐるプロセス(取締役および / または経営陣の利益相反を含む)の監督
- 提案価格にプレミアムが上乘せされており、より高額の見込希望者が他にいない
- 流通市場における価格が純資産価値を大幅に下回る場合の提案

当社は以下を考慮し、提案された取引に反対票を投じることがあります。

- 株式の流動性が低いため少数株主の利益を損なう結果となる可能性がある提案
- 買収価額が上昇する、あるいは他の買収希望者が現れる、合理的な見込みがあると当社が判断する提案
- 議決権行使時の当該証券の流通市場での価格が提案価格を上回っている場合

関連当事者間取引 企業によっては、子会社と親会社(以下「関係会社」)の間に支配的な所有権構造や株式持ち合い関係があります。こうした場合には、企業とさまざまな利害関係者(取締役や経営陣、子会社や株主など)との間で多くの関連当事者間取引が発生する可能性があります。そうした取引に株主の承認が必要となる市場の場合、当社は当該企業にかかる取引の性質、金額、目的など、取引の詳細を開示することを求めます。また、かかる取引について独立取締役の承認を受けることを奨励します。さらに、当社は企業に対し、関連当事者間取引に関する財務アドバイザーの独立した評価の詳細を含め、独立性のある取締役会による監督・承認プロセスの水準について説明することを奨励します。

政策保有株式(日本のみ) 「政策保有株式」は多くの日本企業のバランスシートにおける長年の特徴ですが、コーポレートガバナンスの実行、ひいては株主の利益にとって有害であると当社は考えています。

したがって、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、TOPIX500指数の構成銘柄である企業のうち、保有する「政策保有株式」が純資産(前会計年度の有価証券報告書記載額)の30%を超える企業については、当該企業の取締役会のリーダーに対して反対票を投じることがあります。

企業がステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズとエンゲージメントを行い、「持ち合い株式」の削減について具体的かつ期限の定めがある計画を公表する場合は、当社は本ガイドラインの適用を見送ることがあります。

- 2025年までに30%未満に削減、または
- 2025年までに現在の水準の50%を削減

株主の権利

株主総会議案に関する企業へのアクセス(北米のみ) 一般に、株主総会議案に関する企業へのアクセスは長期株主にとって基本的な権利であり、説明責任に関連した仕組みであると当社は考えています。株主総会議案に関する企業へのアクセスに関連した株主提案については個別案件毎に検討します。当社は、当該企業の状況に適したプロセスを設計する柔軟性を経営陣に提供する一方で、一般には長期株主に権限を付与するためのパラメータを設定する株主提案を支持します。

議決権行使基準

- a. 年次ベースの選任 当社は基本的には取締役の選任が毎年実施されることを支持します。取締役会の全体としての独立性、主要委員会の独立性に加え、株主権(ライツ)プラン(ポイズンピル)の有無を考慮します。
- b. 多数決 一般に当社は取締役選任の議決について多数決基準を支持します。附属定款の改正のうち、特定の条項の可決または廃止に(議決権を行使した株式の)単純過半数を必要とするものについては、一般に賛成票を投じます。

株主総会

- a. 臨時株主総会および書面による同意 当社は一般に、株主の臨時株主総会を招集する権利ならびに書面による同意を通じて行動する権利を支持します。臨時株主総会の招集と書面による同意を通じた行動を求めるための要件については、ともに発行済株式の25%以下が適切と言える水準と考えます。
 - b. 株主総会招集の通知期間 企業が株主総会を招集する際は、実務上可能な限り日数に余裕を持たせた招集通知を行うことを求めます。一般に当社は、通知期間を14日未満に短縮しようという承認要請を支持しません。
 - c. バーチャル/ハイブリッド株主総会 一般に当社は、以下のベストプラクティスに従うことを条件に、バーチャル形式またはハイブリッド形式で株主総会を開催する権限を取締役に付与する提案を支持します。
- バーチャル出席の株主にも株主総会会場に実際に赴いて出席した株主に通常付与される権利と同一の権利を付与すること
 - 株主総会の開催方式について株主承認の期限付き(5年以下)更新を約束すること
 - 株主総会中に提起された全質問を文書で記録に残すこと、および
 - バーチャル/ハイブリッド株主総会の実施に関する現地市場の法律および規制を遵守すること

- 企業が上記基準のいずれかに抵触した場合、当社は指名委員会委員長に対して反対票を投じることがあります。
- 当社は、これらの提案を評価する際に、現地規制の動向や個別市場の状況など、バーチャル株主総会の実施に影響を及ぼす当該企業の経営環境を考慮します。

ガバナンス文書およびその他の事項

定款の変更

- a. 一方的変更 当社は、株主に不利益となる附属定款条項（敗訴株主費用負担条項、専属的合意管轄条項、除外サービス条項など）の採択／変更を株主総会の議決を経ることなく一方的に行った企業については、その取締役に対する支持を控えることがあります。
- b. 絶対多数議決要件 一般に当社は、附属定款の改正のうち、特定の条項の可決または廃止に、通常の必要議決権を上回る絶対多数を必要とするものについては反対票を投じます。
- 一般に当社は、絶対多数議決要件の削減または撤廃については賛成票を投じます。ただし、発行体の経営陣が同時にかかる削減または撤廃を求めている場合、または過去にかかる削減または撤廃を実施している場合はその限りではありません。
- c. 取締役会の規模 一般に当社は、取締役会の規模を固定し、または取締役会の規模の範囲を指定する提案を支持し、株主の承認を得ることなく、取締役会の規模を特定の範囲を超えて変更する権限を経営陣に付与する提案には反対票を投じます。

買収防衛策問題 企業は、買収を目論む企業から買収提案を受ける可能性や買収提案が成功する可能性を低下させるために、買収防衛策を講じる場合があります。一般に当社は、株主の権利を制限し、経営陣を固定化し、あるいは適切な買収提案に賛成する株主の権利を制限する提案を支持しません。当社の買収防衛策に関するアプローチは、地域の事情により、市場がある地域・法域によって異なる場合があります。しかし、当社は一般に、株主権（ライツ）プラン（ポイズンピル）の株主承認や各種買収防衛策の撤廃を求める提案については支持します。

当社は、株主権（ライツ）プラン（ポイズンピル）の修正については、新たなプランが経営陣からの要請や打診を受けずに実施される買収提案の受け入れについて、株主の権限を強化するものである場合（具体的には、以下のいずれかの条件が充足される場合：(i) フリップインまたはフリップオーバーのトリガーが20%超、(ii) 最長期間3年、(iii) 「デッドハンド」、「スローハンド」、「ノーハンド」、その他、ポイズンピルの廃止に関する将来の取締役会の権限を制約する類似の性質を有しない、(iv) 適格オファーの発表から90日が経過した後、取締役会がポイズンピルの廃止を拒否する場合、発行済株式の10%以上に相当する株主の請求により、臨時株主総会の招集、またはポイズンピルの廃止に関する議決について書面による同意を求めることを認める、株主によるポイズンピル廃止の規定（適格オファー条項が含まれる）に当社は賛成票を投じることがあります。

会計および監査に関連する問題 企業は、自社の運営および戦略に対する潜在的なリスクと新たなリスクの実効性ある管理を目的として設計された堅牢な内部監査システムと内部統制システムを保有していなければなりません。内部監査機能を整備する責任は監査委員会にあり、監査委員会のメンバーには複数の独立非執行取締役が任命されなければなりません。

当社は信頼できる財務諸表の適時開示および入手可能性が投資分析には不可欠であると考えています。したがって、投資家が財務諸表を信頼できるようにするためには、取締役会による内部統制の監督と監査プロセスの独立性が極めて重要になります。当社は、外部監査人が企業の財務状態について保証を与えるべきであり、そのためには監査委員会が経営陣から独立した外部監査人を任命することが重要であると考えています。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、企業の外部監査人を実効性と透明性を備えた外部独立保証システムの本質的な要素と考えています。株主は外部監査人の任命もしくは再任について、定時株主総会で議決権を行使する機会を与えられるべきです。外部監査人の選任および監査報酬の承認に際しては、企業の具体的な情報開示の水準を考慮します。適切な内訳が示されていない場合、および／または非監査報酬が監査報酬の50%を超える場合、決議案を支持しません。さらに、監査関連の懸念がある場合、または監査報酬に比して非監査報酬の水準が過大である場合は、監査委員会のメンバーに対して反対票を投じる可能性があります。状況によっては、監査プロセスの評価の際に監査人の在任期間を考慮することがあります。

「その他」報酬に新規株式公開、破産法適用の解除、スピンオフに関連した報酬が含まれ、当該企業がその金額と内容を公表しており、「非監査報酬」カテゴリーの例外であると認められる場合は、かかる報酬は非監査報酬が過大であるか否かを決定することを目的とした監査 / 監査関連報酬 / 税務コンプライアンス・準備報酬に対する非監査報酬の比率を決定する際の非監査報酬から除外される可能性があります。

一般に当社は、監査人の免責について、係争中の訴訟、政府による調査、告発、不正行為、その他重大な懸念の兆候がなく、監査人の定時株主総会出席が要件となっていない場合には支持します。

補償および賠償責任 一般に当社は、取締役の職務遂行に悪意、重大な過失、意図的な義務の不履行が認められない場合に取締役の賠償責任を限定し、および / または補償と賠償責任に対する保護の範囲を拡大する提案を支持します。

セクション IV. 株主提案

当社は、企業の取締役会は、投資家に対して正しい行動をとり、自社の戦略および経営陣を監督する責任を負っていると考えています。そうした観点から、特定の製品または事業に対する投資の増加または削減、製品または事業分野の段階的な廃止、企業が開示書類で重要と判断したテーマとは異なるテーマなど、事業戦略や事業運営の変更を強要する内容であると考えられる株主提案については、当社は一般に反対票を投じます。

株主提案の評価に際し、当社の以下の主要ガバナンス原則に照らして、当該決議案の採択が長期的な株主価値の促進に資するものであるか否かについて、根本的な検討を行います。

1. 取締役会による効果的な監督
2. 質の高い情報開示
3. 株主の保護

以下の場合、株主提案を支持することを検討します。

- 当該提案がガバナンスおよび / またはリスクの監督に関する情報開示の強化に重点を置いている場合
- 当該提案の採択によって当社のお客様の少数株主としての利益が保護される場合
- 当該提案が、当社が独自に評価基準を設定している典型的なテーマである場合は、付録Aに記載された基準の充足度による

セクションV. エンゲージメント

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、受託者として、投資先企業とのエンゲージメントについて包括的なアプローチを取っています。当社は、ポートフォリオのリスク軽減のため、スチュワードシップ優先順位の決定プロセスを通じてエンゲージメントと議決権行使の対象となる企業を積極的に特定しています。当社はエンゲージメントを通じて、当社が投資を行っている発行体との長期的な関係をお客様に代わって構築し、長期的な株主価値創出の促進に関連した幅広いテーマへの取り組みを図っています。

株式におけるエンゲージメント

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが株式保有者に代わり実施する可能性のあるエンゲージメントとしては、基本的に3つの種類があります。

1. 株主総会議案または当社ポリシー上のその他テーマに関連した投資先企業とのエンゲージメント – 株主総会議案、イベント、その他確立された当社ポリシー上のテーマを議論するための投資先企業とのエンゲージメント。こうしたエンゲージメントは、基本的には「株主総会シーズン」に実施しますが、例外もあります。エンゲージメントは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズまたは投資先企業の要請によって開催されます。
2. 投資先企業の要請による株主総会シーズン以外のエンゲージメント – 特定のテーマを議論するため、株主総会シーズン以外の時期に、投資先企業がステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズとのエンゲージメントを要請する場合があります。
3. 株主総会シーズン外の積極的なエンゲージメント活動 – ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、毎年重要なテーマに関するエンゲージメント活動の対象を特定し、将来の議決権行使方針の参考とするため、より多くの情報を収集しています。

債券におけるエンゲージメント

企業がその行動を選択するイベント、分類変更、または保有債券の投資条件に関するその他の変更が発生し、またはステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズがお客様のために保有する債券に関する事項を協議するために発行体からエンゲージメントの要請を受ける場合があります。このような場合、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは投資判断のため、当該事項についてさらなる情報を入手すべく、発行体とエンゲージメントを行う可能性があります。こうしたエンゲージメントについては債券ポートフォリオ・マネジメン・チームが担当しますが、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのアセット・スチュワードシップ・チームがサポートを行うことがあります。選択に関わる全ての判断は関連するポートフォリオ・マネジメン・チームが行います。

さらに、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、お客様の債券投資の価値に影響を及ぼすと考えるテーマについて、発行体とのエンゲージメント活動のテーマを設定する場合があります。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、これらのテーマに関する当社の考え方を共有するため投資先企業とのエンゲージメントを積極的に行うことがあります。テーマが株式関連のテーマと一致し、株式と債券の両資産クラスの相互の利益に資する場合には、保有株式と保有債券の双方を代表し、共同でエンゲージメントを実施する可能性があります。こうしたエンゲージメントはステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのアセット・スチュワードシップ・チームが主導しますが、関連するポートフォリオ・マネジメン・チームも参加する可能性があります。

エンゲージメントにおけるR-Factorの活用

R-Factor™はステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが開発したスコアリング・システムで、12,000社を超える上場企業を対象とし、複数のデータ・ソースを活用して、これを広く受け入れられている透明性の高いサステナビリティ会計基準委員会 (SASB) のマテリアリティ・フレームワークに整合させています。R-Factor™スコアは、アセット・スチュワードシップ・チームがエンゲージメントの前に投資先企業を分析する際に確認する多くの情報のひとつです。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズはエンゲージメントの優先順位を決定する際にR-Factorを検討事項の一つとして利用しています。また、企業の要請があれば、当該企業のR-Factorスコアに関するエンゲージメントを行う場合があります。

「Vote No」キャンペーンや株主提案との関連でステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの議決権行使について勧誘を行う他の投資家とのエンゲージメント

当社は、投資先企業で委任状争奪戦、「Vote-No」キャンペーン、または株主提案を行っている他の投資家と意見を交換することは、グッド・プラクティスであると考えています。ただし、投資家とのこうした議論については、フォローアップの議論が必要であると考えられる場合を除き、基本的には提案者との1回のエンゲージメントに限定しており、さらに企業側ともエンゲージメントを行うように努めています。当社は、提案された議論に先立ち、資料の送付を受けて、これを検討する機会が与えられることが望ましいと考えています。当社は、自身が独立して議決権行使判断を行う前に、争点となっている株主総会議案について当該投資家または企業側が公表した全ての資料を可能な限り検討します。

当社の他の投資家とのエンゲージメントの主な目的は以下の通りです。

- 投資先企業に関する当該投資家の主張や懸念事項について理解を深める
- 委任状争奪戦の場合：

- 委任状争奪戦において当該投資家が取締役の指名を求めている場合は、取締役候補者の評価を行う
- 当該投資家が提案する企業戦略および投資期間を理解し、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの長期投資家としての考え方および利益と一致するかどうかを判断する

エンゲージメントに関する依頼はすべて GovernanceTeam@ssga.com 宛にお願いします。

セクションVI. その他の事項

貸株方針

責任ある投資家および受託者として、当社は株式の議決権行使による利益と、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの有価証券貸付プログラムに参加する合同運用ファンド（以下、「ファンド」）の貸付収益増加をバランスさせることの重要性を認識しています。当社は、特定の議決権の行使がファンドの長期的な財務パフォーマンスに重大な影響を与える可能性があり、議決権行使による利益が証券貸付の逸失利益よりも重要であると判断される場合は、貸付中の証券を回収し、当該議決権の権利確定日が経過するまで新たな貸付を制限することを方針としています。

そうした方針に基づき、当社は財務上の影響が最も大きい状況（委任状争奪戦や、合併・買収、株式非公開化、企業形態変更、破産、清算等の戦略的取引など）が関連する株主総会について、体系的な証券回収、貸付制限基準を設定しています。

こうした証券回収および貸付制限の基準は、基本的には先進国市場の特定の大型株指数にのみ適用されます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、個々の証券回収に伴う逸失利益のモニタリングを行い、ファンドの長期的な財務パフォーマンスに対する影響と議決権行使の利益が証券貸付の逸失利益を上回るかどうかを判断しています。

当社は上記基準に基づき貸付証券を体系的に回収する方針としていますが、株式を議決権の権利確定日以前に回収するには、十分な時間的余裕をもって、株主総会招集通知を受領する必要があります。適切なタイミングで通知を受領できない場合、権利確定日以前に株式を回収できない可能性があります。

報告

当社のスチュワードシップ活動については、定期的なクライアントレポートとオンラインで公開されている関連情報を通じて透明性を提供しています。当社が年次で発行するスチュワードシップ活動レポートでは、当社のスチュワードシップへのアプローチ、エンゲージメント、議決権行使方針、年間の活動の詳細を報告しています。年次のスチュワードシップ活動レポートを補完するものとして、四半期ごとのスチュワードシップ活動レポートに加え、ガバナンスやサステナビリティに関するソート・リーダーシップを当社のウェブサイトにて公表しています。当社の議決権行使記録に関する情報については、双方向型プラットフォーム「Vote View」で、関連する企業の詳細、議案の種類、決議内容、および当社が行使した議決権の記録を入手することができます。

付録A

一般的な開示トピックの評価基準

上記の通り、当社のアセット・スチュワードシップ・プログラムの柱は、取締役会の効果的な監督、質の高い情報開示、株主保護にあります。当社は、開示強化の要求を含め、様々なテーマに関する株主提案の評価を頻繁に依頼されています。当社は、一般に要求される開示トピックについて、当社が考える質の高い開示の基準を以下のように策定しました。

気候変動に関する開示基準

当社は、全ての企業が、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) フレームワークの以下の4本の柱に従って情報開示を行うことを求めています。

- **ガバナンス** TCFDは、気候変動に関するリスクと機会の評価および管理における取締役会の監督と経営陣の役割について説明することを企業に推奨しています。
- **戦略** TCFDは、特定された気候変動に関するリスクと機会、およびこれらのリスクと機会が事業、戦略、財務計画に与える影響について説明することを企業に推奨しています。
- **リスク管理** TCFDは、気候変動に関するリスクを特定、評価、管理するためのプロセス、およびこれらのプロセスがリスク管理全体にどのように組み込まれているかについて説明することを企業に推奨しています。
- **評価指標と目標** TCFDは、気候変動に関するリスクと機会を評価および管理するための指標と目標を開示することを企業に推奨しています。

— ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは規範的な目標の設定を求めています。当社は、ネット・ゼロ・アンビション⁸を導入している企業に対し、気候変動に関する中間目標の開示を求めています。企業が気候変動に関する目標を開示しないことを選択した場合、TCFD提言に沿って、企業が気候変動に関するリスクと機会の管理の進捗をどのように測定および監視しているかについて説明することを求めています。

— TCFDは、スコープ1排出量とスコープ2排出量、そして適切な場合はスコープ3排出量の開示を推奨しています。当社は、企業が温室効果ガス (GHG) プロトコル事業者排出量算定・報告基準の企業のバリューチェーン (スコープ3) 算定・報告基準で定義されたスコープ3排出量のうち、最も関連性の高いカテゴリーを特定し、開示することを企業に求めています。ただし、スコープ3排出量の推計が高度の不確実性を伴うことは当社も認識しており、企業がスコープ3の各カテゴリー推計を実施不能と判断する場合は、これに代えて、その制約要因を説明することを奨励します。当社はスコープ3排出量の目標設定を企業に要請するものではありません。当社は、TCFDの提言に従ってスコープ3排出量に対処するためのあらゆる取り組み (サプライヤーや、顧客、その他バリューチェーン全体の関連するステークホルダーへの働きかけなど) を説明することを推奨します。

8. ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが定義する「ネット・ゼロ・アンビション」とは、企業の排出量を第三者のネット・ゼロの枠組みやパスウェイに整合させるといった公的な声明/コミットメントを指します。

さらに、炭素集約型産業に属するの企業⁹には以下の開示を求めています。

- 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) フレームワークの4本の柱: (1) ガバナンス、(2) 戦略、(3) リスク管理、(4) 指標と目標のすべてに沿った情報開示
- 気候変動長期目標に付随する中間目標
- 関連するリスク評価と戦略的計画策定プロセスにおけるシナリオ・プランニングの議論¹⁰
- 関係する気候変動関連の検討事項を財務計画および／または資本配分の決定に組み込んでいること
- スコープ1と2、およびスコープ3のうち温室効果ガス排出量関連のカテゴリー¹¹

Say-on-Climate議案

当社は、気候変動に関する効果的な情報開示を支持しているため、通常は「Say-on-Climate議案 (気候変動に関する拘束力のない株主提出議案)」の目標を支持していますが、現時点では年次の気候関連の勧告的決議を支持していません。当社は、こうした決議によって、取締役の説明責任の回避、既存の情報開示の枠組みからの逸脱、投資家の限られた議決権行使資源の圧迫など、意図しない結果が生じる可能性を懸念しています。経営陣が「Say-on-Climate」を決議案に含めることを選択した場合、当社は、以下に示す「気候移行計画の開示に関する評価基準」に従い、ケースバイケースで企業の開示を評価します。

企業が気候変動に関して当社の期待に沿った有意義な情報開示を投資家に提供しておらず、また将来的に開示を強化する意向も示していない場合、当社は「Say-on-Climate」株主提案の支持を検討します。

9. ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、炭素集約型産業についてグローバル産業分類基準 (GICS) の以下のサブグループで定義しています: 電力、総合石油・ガス、総合公益事業、鉄鋼、建設資材、独立系発電事業者・エネルギー販売業者、石油・ガス精製・販売、石油・ガス探査・開発、各種金属・鉱業、航空輸送、基礎化学品、工業用ガス、アルミ、石油・ガス貯蔵・輸送、マルチセクター持株会社、総合化学、肥料・農薬、航空貨物・物流サービス、農産物、環境関連・ファシリティサービス、石炭・消耗燃料、紙包装、鉄道、海運、自動車小売り、石油・ガス掘削、食品小売り、紙製品、ホテル・リゾート・クルーズ船、インターネット販売・通信販売、大型スーパーマーケット・スーパーマーケット、貴金属・鉱物。
10. TCFD提言の通り、シナリオ分析に関する質の高い開示には以下が含まれると考えています: (i) 気候変動に関するシナリオ分析を用いて、気候変動に関するリスクや機会に対する戦略やビジネスモデルのレジリエンスを評価および開示している、(ii) 関連するリスク評価や戦略立案のプロセスを含め、シナリオ・プランニングの取り組みが事業に与える影響を説明している。当社はシナリオの選択について規範的な評価を行いません。企業は、関連地域のコミットメントと整合的な幅広いシナリオ、セクター別の脱炭素化アプローチ、またはTCFD提言の通りに世界的な気温上昇の抑制と整合的な一般に公開されているシナリオの評価を選択できます。
11. TCFDは、スコープ1排出量、スコープ2排出量、適切な場合はスコープ3排出量の開示を推奨しています。当社は、温室効果ガス (GHG) プロトコル事業者排出量算定・報告基準の企業のバリューチェーン (スコープ3) 算定・報告基準で定義されるスコープ3排出量のうち、最も関連性の高いカテゴリーを特定し、開示することを求めます。ただし、当社はスコープ3排出量の推計が高度の不確実性を伴うことは当社も認識しており、企業がスコープ3の各カテゴリーの推計を実施不能と判断する場合は、これに代えてその制約要因を説明することを奨励します。

気候移行計画を導入した企業の気候移行計画開示基準

当社は企業に対し、ネット・ゼロ・アンビション¹²の導入や、関連する業界イニシアチブへの参加を要求しません。ネット・ゼロ・アンビションや気候移行計画を導入している企業については、以下に記載する開示基準によって、評価基準の透明性を確保しています¹³。気候変動に関するリスクは業種によって異なるため、特定の業種におけるベストプラクティスに応じて、以下の評価基準は変化する可能性があります。

- アンビション(長期目標)
 - 気候変動に関する長期目標の開示
- 短・中期目標
 - 気候変動に関する短・中期的な中間目標の開示
 - 関連法域のコミットメント、具体的な気温パスウェイおよび／またはセクター別の脱炭素化アプローチと気候変動に関する目標との整合性の開示
- TCFDが提言する開示
 - TCFDの提言に沿って以下を基準としています。
 - 気候変動に関するリスクと機会を特定および評価するためのアプローチの説明
 - 気候変動に関する様々なシナリオを考慮した企業戦略のレジリエンスの開示
 - スコープ1排出量とスコープ2排出量、およびスコープ3関連カテゴリーの排出量と保証の開示
- 脱炭素化戦略
 - 気候変動に関する公表済みの短・中期目標や長期目標を支えるための計画や行動の開示
 - 企業が行う事業における排出量管理の取り組み、および該当する場合はバリューチェーン全体にわたる排出量管理の取り組みの開示
 - 排出した炭素を他の手段で吸収するカーボンオフセットを利用している場合はその開示
 - 気候変動に関するソリューション(炭素回収・貯留など)の役割の開示
 - 気候移行計画に関連する潜在的な社会的リスクと機会¹⁴がある場合はその開示

12. ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが定義する「ネット・ゼロ・アンビション」とは、企業の排出量を第三者のネット・ゼロの枠組みやパスウェイに整合させるという公的な声明／コミットメントを指します。

13. ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは気候移行計画の導入を企業に要求していません。

14. 社会的リスクと機会とは、企業の気候移行計画に関連する従業員、顧客、地域社会、サプライチェーンなどのステークホルダーへの潜在的な影響であり、特に人的資本管理、人権、経済発展に関連するリスクや機会を生ずる可能性があるものを指します。

-
- 資本配分
 - 関係する気候変動関連の考慮事項を財務計画に組み入れていることの開示
 - 気候移行計画に向けた実際および計画上の総支出金額の開示
 - 気候移行計画に向けた投資の評価と優先順位付けのアプローチの開示 (該当する場合、限界削減コストカーブ、内部カーボンプライシングなど)
 - 気候変動方針についてのエンゲージメント
 - 企業の脱炭素化戦略に關係する気候変動関連トピックについての見解の開示
 - 關係する気候変動関連トピックについて公表している見解と、業界団体およびその他の気候政策に影響を及ぼす関連団体 (企業が所属する事業者団体、産業団体、連合体など) の見解を比較検討した結果の開示。検討の結果、見解が一致せず、対応策を実施した場合はその開示
 - 気候ガバナンス
 - 気候移行計画の監督における取締役会の役割の開示
 - 気候移行計画の監督における経営陣の役割の開示
 - 物理的リスク
 - 気候変動に関する物理的リスク評価の開示
 - 気候変動に関して特定された物理的リスクの管理方法の開示
 - ステークホルダーとのエンゲージメント
 - 気候移行計画に関する社内の関連ステークホルダーとのエンゲージメント (従業員研修、部門横断的な協働など) の開示
 - 気候移行計画に関する外部の関連ステークホルダーとのエンゲージメント (業界との協働、顧客エンゲージメントなど) の開示

メタンに関する開示基準

石油・ガス事業の資産を所有または操業している企業については、質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- メタン排出の検知と監視の取り組みについての記述
- 測定、報告、検証を強化するための取り組みについての説明
- メタン排出を管理するための企業戦略の記述
- メタン関連の指標と目標を利用している場合はその開示

自然関連情報開示：生物多様性、森林破壊、水管理、廃水管理、プラスチックと包装材、廃棄物管理、製品ライフサイクル

生物多様性、森林破壊、水管理、廃水管理、プラスチックと包装材、廃棄物管理や製品ライフサイクルが自社の事業や業務に長期的なリスクや機会をもたらすと判断した企業については、TCFDフレームワークの柱に従い、質の高い情報開示には以下が含まれるべきだと考えています。

- ガバナンス
- リスク管理
- 戦略
- 指標と目標 (関連する場合)

これらの基準を評価する際、業界や市場の慣行 (同業他社の開示、関連フレームワーク、関連する業界ガイダンスなど) に照らして、企業の開示を検討する場合があります。

人的資本管理に関する開示基準

当社は、質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- **取締役会による監督** 取締役会が人的資本に関するリスクと機会を監督する方法の概要
- **戦略** 人的資本管理のアプローチと、それが長期的な事業戦略をどのように推進するか
- **報酬** 従業員を引きつけ、維持し、効果的な人的資本戦略への貢献にインセンティブを与えることを目的とした組織全体の戦略
- **従業員との対話** 従業員からの懸念やアイデアを確実に収集し、それに基づいた行動を実施するための経路。組織においてどのように従業員と関わり、権限が付与されているか
- **ダイバーシティ、公平性、インクルージョン** ダイバーシティ、公平性、インクルージョンを推進するための取り組み

ダイバーシティ、公平性、インクルージョンに関する開示基準

当社は、質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- **取締役会による監督** ダイバーシティとインクルージョンに関するリスクと機会の監督において取締役会がどのような役割を果たしているかについての説明
- **戦略** 企業の広範な人的資本管理に関する慣行と長期戦略において (最低でも人種、民族、ジェンダーの) ダイバーシティが果たす役割の明示
- **目標** ダイバーシティ、公平性、インクルージョンに関してどのような目標を設定しているか、それらの目標がどのように企業全体の戦略に貢献し、管理され、進捗しているかについての記述

• **指標** グローバルな従業員基盤と取締役会のダイバーシティに関する指標を提供:

- **従業員** 従業員の(最低でも)人種、民族、ジェンダーに関するダイバーシティ。当社は、すべての正社員について、その業界に適した雇用カテゴリーまたは勤続年数の水準別に分類された情報を求めています。米国では、少なくとも米国雇用機会均等委員会のEEO-1サーベイが定める開示枠組みを使用することが求められます。米国以外の企業は、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)のガイダンスや各国の適切な枠組みに沿って、この情報を開示することが推奨されます。
- **取締役会** 取締役会のダイバーシティ特性。(最低でも)人種、民族、ジェンダー構成が含まれます。
- **取締役会のダイバーシティ** 取締役会における多様な人的構成(最低でも人種、民族、性別を含む)に関する目標と戦略の明示。これには、取締役会が、企業の従業員、地域社会、顧客、その他の主要なステークホルダーのダイバーシティをどのように反映しているかが含まれます。

ペイ・エクイティに関する
開示基準(米国および英国
のみ)

米国および英国の企業については、質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- 社内の人種とジェンダーに関連する調整後の賃金格差(調整前の賃金格差の開示も奨励されるが、現時点では英国市場以外では求められていない)
- 給与公平性を達成および維持するための戦略
- ダイバーシティ、公平性、インクルージョンに関する取り組みと給与戦略の監督における取締役会の役割

公民権に関する開示基準(米
国のみ)

米国企業については、質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- 商品、慣行、サービスに関連するリスクを含む、公民権に関するリスク
- 上記のリスクを管理および軽減するための計画
- 当該リスクを監督するための取締役会におけるプロセス(担当委員会、協議の頻度など)

人権に関する開示基準

当社は投資先企業に対し、その事業において人権¹⁵に関連するリスクがあるかどうかを定期的に確認し、顕在化した重大なリスクを管理し、投資家に対して関連情報の開示を行うことを求めています。

15. 世界人権宣言、および労働における基本的原則および権利に関するILO宣言の定義によるものとします。

当社は、すべての企業が人権関連リスクを特定するプロセスを定めているかどうかを開示すべきであると考えています。

重要な人権リスクが特定された企業については、質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- その企業が最も重要と考える人権関連リスク
- 上記のリスクを管理および軽減する計画
- 上記のリスクに対する取締役会の監督
- 人権リスク管理プログラムの有効性の評価

政治献金に関する開示基準 (米国のみ)

米国企業については、質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- 企業、その子会社や関連する政治活動委員会 (PAC) が、米国の州および連邦レベルの個人候補者、PAC、およびその他の政治団体に対して行ったすべての献金 (金額は問わない)。
- 政治献金の監督における取締役会の役割

ロビー活動に関する開示基準 (米国のみ)

米国企業については、質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- 米国の業界団体への加盟 (年間5万ドル以上を支払っている団体)
- ロビー活動の監督における取締役会の役割

業界団体との連携に関する 開示基準

企業による質の高い情報開示には以下が含まれると考えています。

- 業界団体やその他の政策に影響を及ぼす団体への加盟を含め、企業の政治プロセス参加の監督における取締役会の役割
- 関連する問題について、企業が表明している見解と、その企業が所属する業界団体やその他の政策に影響を及ぼす団体の見解とのギャップ分析を定期的に行っているかどうか
- 所属業界団体リストを開示しているかどうか

注記:当社は、経営陣が自社に関連する問題について見解を表明することが最も適切であると考えており、特定の見解を推奨するものではありません。当社がこうした株主提案を支持する場合は、市場の期待や効果的なリスク管理に沿って、企業が表明した見解と、その企業が所属する業界団体やその他の政策に影響を及ぼす関連団体の見解との整合性を評価するために、情報開示の充実を支持することのみを反映しています。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズについて

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、40年にわたり、世界の政府、機関投資家、ファイナンシャル・アドバイザーにサービスを提供しています。リサーチ、分析、市場で実証された経験に基づく厳格でリスクを意識したアプローチにより、幅広いインデックス戦略およびアクティブ戦略を構築し、費用対効果の高いソリューションを創造しています。インデックス投資、ETF投資、ESG投資のパイオニアとして、当社は常に新しい投資方法を考案しています。その結果、4兆1,300億米ドル[†]を運用する世界第4位の資産運用会社*となりました。

*Pensions & Investments Research Center、2022年12月31日現在。

[†] この金額は2023年12月31日現在のものであり、State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC (SSGA FD) が単独でマーケティング・エージェントを務めるSPDR商品に関する約644億4,000万米ドルの資産を含みます。SSGA FDとステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは関連会社です。

-
- 本稿は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承下さい。
 - 本資料は、情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
 - 本資料の二次使用、複写、転載、転送等を禁じます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25階

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第345号

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会